

事 務 連 絡

平成 27 年 10 月 28 日

都道府県・政令指定都市 消費者行政担当 御中

消費者庁消費者安全課

毛染めによる皮膚障害に関する情報提供について（依頼）

消費者庁の消費者安全行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

10月23日、消費者庁消費者安全調査委員会により、「毛染めによる皮膚障害に関する事故等原因調査報告書」が取りまとめられ、消費者安全調査委員会の委員長から消費者庁長官宛に、調査結果を踏まえた意見が提出されました。具体的には、酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等について、消費者が理解して適切な行動がとれるよう、様々な場を通じて継続的な情報提供を行うことが求められています。

各地方公共団体におかれましては、酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等について、管内の消費者の皆様にご周知いただきますよう、お願いいたします。併せて、本事務連絡の内容につきまして、貴地方公共団体管内の市区町村へもご周知をお願いいたします。

また、消費者庁ウェブサイトに関連情報を掲載していますので、ご参考にしてください。

消費者庁ウェブサイト「毛染めによるアレルギーに御注意！」

<http://www.caa.go.jp/safety/index29.html>

特に周知いただきたい情報

<酸化染毛剤の特性>

毛染めによる皮膚障害の多くは接触皮膚炎で、その直接的な原因はヘアカラーリング剤です。ヘアカラーリング剤の中でも酸化染毛剤（ヘアカラー、ヘアダイ、白髪染め、おしゃれ染め、アルカリカラー等と呼ばれる。）は、最も広く使用されていますが、他のカラーリング剤と比べてアレルギー性接触皮膚炎を引き起こしやすくもあります。

<染毛剤によるアレルギー>

これまでに毛染めで異常を感じたことのない人も、継続的に毛染めを行ううちにアレルギーになることがあります。1度目のアレルギー症状が軽かった場合も、治まった後に再度使用すれば、次第に症状が重くなる場合があります。症状には個人差があり、人によっては頭皮だけでなく、顔面や首などにまで皮膚症状が広がり、日常生活に支障を来すほどになることもあります。

<対応策>

酸化染毛剤を使用する際は、事前にセルフテストを行いましょう。また、使用して、かゆみ、赤み、痛みなどの異常を感じた場合は、アレルギー性接触皮膚炎の可能性があるため、使用を止める、医療機関を受診するなど適切に対応しましょう。

【添付資料】

- ・参考 「消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書【概要】
ー毛染めによる皮膚障害ー」

(平成27年10月23日 消費者安全調査委員会)

http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/8_houkoku_gaiyou.pdf